

令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務 委託仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県(以下「甲」という。)が委託事業者(以下「乙」という。)に委託して実施する令和4年度『古代歴史文化賞』記念シンポジウム開催業務(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務目的

本県においては、『古事記』『日本書紀』『万葉集』に代表される歴史素材を活用した行政施策を効果的に展開し、「本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良」を実現していくための取り組みとして、「記紀・万葉プロジェクト」を推進している。

「古代歴史文化賞」は平成25年度に島根県が創設し、古代から伝わるゆかり地が多く存在する本県をはじめ、三重県・和歌山県・宮崎県が参画して実施する顕彰事業であり、古代の歴史や文化に関する一般向け書籍で優れた作品を表彰するものである。この事業は、今年度の受賞作品決定を記念し、シンポジウムを開催することにより、全国に向けた情報発信を行い、現地への誘客を目指す。

3. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月22日(水)まで

4. 業務内容

下記「5. 業務詳細」に記載する本事業開催のために必要とされる企画、事前準備、実施運営及び記録の取りまとめ等を行う。日程、開催場所等は次のとおりとし、主催は甲とする。

- ①日 程 令和5年1月21日(土)
- ②開催場所 奈良県文化会館 国際ホール(奈良県奈良市登大路町6-2)
- ③対 象 全国一般
- ④募集人数 1300名(ホール客席数)

※募集人数については、新型コロナウイルス感染拡大状況により、変更の可能性あり。

5. 業務詳細

本業務の概要は次のとおりである。

(1) 計画・準備

乙は、本業務を遂行するにあたり、契約後1週間以内に業務の実施計画書(実施内容及び作業工程を含む)を作成・提出し、甲の承認を得て業務を実施する。

(2) シンポジウムの企画・実施

次の要件を満たすシンポジウムの企画・実施をする。

- ① 「古代歴史文化賞」の趣旨をふまえ、より多くの方々が古代の歴史や文化に興味をもち、そのゆかり地へと行きたくなるプログラムとすること。なお、プログラムには聴衆へのプレゼント企画などを組み込み、最後まで楽しんでいただけるよう工夫を行うこと。「古代歴史文化賞」は今年度が最終年度となるため、最終年度にふさわしい、5県の魅力が伝わるシンポジウムの企画・実施を行うこと。
- ② 「古代歴史文化賞」受賞者による記念講演や有識者(大学教授など)の講演、奈良県知事ほか「古代

歴史文化賞」に参加する各県知事や有識者が参画するパネルディスカッション、アカデミックなアトラクションなどのプログラムで構成し、新たなファン層の拡大を図るとともに、従来のファン層に向けても事業の目的が達成できるよう企画すること。なお、シンポジウム・パネルディスカッションの構成・進行を行うこと。

- ③ 出演者・司会者の謝金、出演者・司会者等の交通費等運営に係る一切を委託費に含む。
- ④ 聴衆の参加料は無料とする。
- ⑤ 開催会場は甲が指定する会場とし、会場使用の手続き及び使用料の支払いについては乙が行うものとする。
- ⑥ 全体管理マニュアル、運営台本等を作成する。
- ⑦ 会場演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配、記念シンポジウムの進行、運営を行う。なお、会場設営は、当日のみとする。
- ⑧ イベントの様子は、後日、なら記紀・万葉ホームページからオンライン配信ができるように撮影・編集等を行い、甲が指定するWEBサイトへ掲載すること。(撮影や編集、掲載に要する費用の一切は委託費に含む。)
- ⑨ 出演者の選定にあたっては、オンライン配信することを踏まえて交渉すること。
- ⑩ 出演者等の送迎、アテンドを行う。
- ⑪ 参加者受付、会場整理等当日の円滑な会場運営を行う。
- ⑫ 参加者に会場で、記念シンポジウムに関するアンケートを行う。(案文の作成、印刷、配布、回収、集計作業を含む。)
- ⑬ イベント傷害保険に加入する。(保険料は委託費に含む。)

※「古代歴史文化賞」については、10月中旬頃にノミネート作品(5作品)が決定し、11月2日に大賞作品が決定する予定。

(3)会場での観光PRブースの設置、受賞作品の販売等の演出

当日の会場で、演出を実施する。

- ① 会場で観光PRブースの演出・設営、備品(映像機器、PC等)の手配を行う。
- ② 会場で「古代歴史文化賞」受賞作品等関連する商品の販売を行う。販売に関する会場への手続き、販売する商品の手配及び当日の販売については乙が行うものとする。
- ③ 乙は、甲が観光PRの設置のために使用する物品の送料を負担するものとする。

(4)当日プログラムの作成

参加者に配布するプログラムを作成する。プログラムには、記念シンポジウムの開催目的や出演者のプロフィール、当日の次第等を記載するとともに、「古代歴史文化賞」の受賞作品を記載すること。また、当該プログラムはホームページにより公開するなど有効活用を図るため、「古代歴史文化賞」の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。プログラムへの掲載及びホームページへの掲載について、受賞者等に対して乙により事前の了解を得るものとする。校正は必ず3回以上(初校、再校、最終確認(校了))行うこと。

1)規 格 : A4 中とじ冊子/8 頁

2)部 数 : 1, 300部

3)納 期 : 令和5年1月16日(月)

4)納入場所 : 文化資源活用課に50部納品。残り1, 250部は開催日前日に文化会館に納

品。

(5)記念シンポジウム、「古代歴史文化賞」及び「記紀・万葉プロジェクト」に関する情報発信

5県が連携して実施する「古代歴史文化賞」の取り組みや記念シンポジウム、本県の「記紀・万葉プロジェクト」を全国に向けて力強く発信できるよう、わかりやすく親しみやすい、インパクトのある広報・PR手法で広報を行う。

① 記念シンポジウム広報用のチラシの製作・設置

校正を必ず3回以上(初校、再校、最終確認(校了))行うこと。

1)規 格 : A4判

2)部 数 : 10,000部以上

3)納 期 : 令和4年11月11日(金)

4)納入場所 : 甲が指定する場所(約80箇所)へ乙から直接発送納入(配布先は甲から乙へ連絡)

② 奈良県及び「記紀・万葉プロジェクト」をPRする内容のノベルティを作成する。

なおノベルティは古代歴史文化賞最終年度にふさわしいものを企画・作成すること。

1)部 数 : 1,300個

2)納 期 : 令和5年1月16日(月)

3)納入場所 : 文化資源活用課に50個納品。残り1,250個は開催日前日に文化会館に納品。

③ 新聞広告の実施

5県による古代歴史文化に係る連携、「古代歴史文化賞」記念シンポジウム及び本県の「記紀・万葉プロジェクト」を全国に効果的にPRするよう新聞広告をシンポジウムの事前・事後に実施すること。

(6)シンポジウム参加申込の受付

シンポジウムの事前申込受付業務等を行う。

- ① 事前申込制とし、事前申込の受付と聴講券の交付を行う。併せて、参加申込者名簿の作成を行う。なお、申込は抽選とし、定員を超えて参加できなかった申込者には、お詫びのお知らせを送付する。
- ② 開催についての電話等問い合わせの対応を行う。
- ③ 参加人数が定員に満たない場合の対策を行う。

(7)古代歴史文化賞奈良県賞(副賞)の製作又は購入

第8回古代歴史文化賞ノミネート作者のうち受賞者への副賞として10万円相当の特産品を製作又は購入する。

- ① 特産品は、甲と乙が協議の上選定する。
- ② 受賞者への特産品の送料等一切を委託費に含む。

(8)事業の取りまとめ、事業実施報告書の作成

本業務の作業内容をとりまとめ、事業実施報告書を作成する。

記念シンポジウムでの発言等を録音するとともに記録写真を撮影し、講演概要(ホームページ用データ作成を含む。)を作成して全体の事業実施報告書の中に入れる。また、講演概要はホームページにより公開するなど有効活用を図るため、本業務の趣旨及び内容が十分に理解できるものとする。

なお、記録写真や講演概要等をホームページで公開することについては、乙により必要な関係者に事前の了解を得るものとする。

(9)打合せ協議

本業務を遂行するに当たり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ記録簿を作成し、甲の承認を受けて提出するものとする。

6. 成果物の検査・納品

本業務の成果物については、甲の検査を受けた後、次の期限までに納品するものとする。

(1)成果物

- ① 事業実施報告書 2部 (令和 5 年 3 月 22 日)
- ② 当日プログラム 50部 (令和 5 年 1 月 16 日)
..... 1, 250部 (令和 5 年 1 月 20日)
- ③ 広報用チラシ 10, 000部以上 (令和 4 年 11 月 11 日)
- ④ ノベルティ 50個 (令和 5 年 1 月 16 日)
..... 1, 250個 (令和 5 年 1 月 20日)
- ⑤ 打合せ記録簿 1 式 (令和 5 年 3 月 22 日)
- ⑥ ①～④の電子データ 1式 (令和 5 年 3 月 22 日)
- ⑦ 写真・録音等によるシンポジウムの記録 1式 (令和 5 年 3 月 22 日)
- ⑧ 古代歴史文化賞奈良県賞(副賞) 1点 (令和 5 年 1 月 13 日)

(2)納入場所

本業務の成果物の納入場所は、甲が指定する場所とする。

7. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1)成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2)甲は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3)乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

8. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

9. 貸与資料

甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

10. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果物については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続の必要が生じた場合は、原則乙において対応するものとする。

12. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ① 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。
 - ② 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ③ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ④ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

13. その他

- (1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。